

令和3年5月20日

泉南清掃事務組合

管理者 泉南市長 竹中勇人 様

副管理者 阪南市長 水野謙二 様

泉南市男里7丁目29-20

男里浜区 区 長 小寺俊治

副区長 川崎俊一

事務長 亀谷義富

次期ごみ処理施設基礎調査報告書について

1. はじめに

先般、貴組合より標記の報告書(以下「報告書」といいます。)を受領し、当区で本件を主に担当する私たち三名(以下「担当窓口」といいます。)が拝読させていただきました。

報告書によりますと、次期ごみ処理施設は既存敷地内で建て替えられることを当然の前提として検討されており、ごみ処理施設周辺の住民が蒙ることの避けられない被害(公害)の根絶を図るための移転策等については、検討された形跡すら伺えません。

担当窓口としては、ごみ処理施設と同様にいわゆる「嫌悪施設」とされている火葬場を、泉南市と阪南市が共同して、遠く人里離れた山中に新設されたという直近の実例なども勘案しますと、当初から既存敷地内での建替えを当然の前提として取り組まれた貴組合の姿勢(発想)に対し、近隣住民として必ずしも納得しかねる複雑な心境にあるということを、まず最初に表明させていただきます。

2. 施設配置について

報告書によりますと、泉南市清掃庁舎・阪南市清掃庁舎・粗大ごみ選別ストックヤード等が現存するエリア(配置検討②)における施設の設置は困難であることから、温水プール・駐車場が現存するエリア(配置検討①)において配置検討をすすめることとしたとされております(22頁)。

窓口担当としましても、既存敷地内での建替えを前提として配置計画を検討する限りは、この計画が妥当である(これ以外にない)と感じているところであります。

3. 温水プールの取扱い

上記「配置検討①」によって配置検討をすすめる場合、そのエリア内に現存する温水プールは、かなり早い段階で解体・撤去を余儀なくされることが避けられなくなります。

事業スケジュール(案)によりますと、ごみ処理施設建設工事は令和8年度から始まる予定とされているため(36頁の項目11)、それまでに温水プールを解体することが必要となり、表5-1-1においても、温水プールは「次期ごみ処理施設(焼却施設)建設前までに解体(～R8)」と明記されています。

しかしながら同表では、温水プールの建設予定時期については「未定」とされております。これは、報告書を作成した(株)エイト日本技術開発に対し、貴組合が温水プールの取扱いについて何らの指示も与えられなかった(あるいは、検討不要と指示された)ために生じたものであらうと推察されますが、貴組合におかれましては、この点に関し如何なる方針をお持ちであるのか、明確な回答をお示しいただきますよう、お願い申し上げます。

4. ごみ処理施設がもたらす周辺の損害(公害)への配慮について

次期ごみ処理施設は、稼働開始時点において実現し得る最高レベルの能力を備えたものとすべく、万全の努力がなされようとしていることは、第2章第4節・第5節の記載(9～16頁)からも読み取ることができます。

しかしながら、それでもなお公害を根絶させることは不可能であり、報告書9頁の冒頭においても「・・・周辺への影響が懸念される・・・」旨が記載されております。

特に、貴組合のゴミ処理施設は、周辺の最も短い住宅から約250mという至近距離に建てられているという特異性を有しているため、この点に対する配慮が一段と高く求められるところでもあります。

5. 近隣対策についての前回の合意内容と折衝経緯

現存のごみ処理施設の建設計画を、当区が昭和56年10月に苦渋の決断として容認したことに対し、貴組合が採られた近隣対策の内容とその折衝経緯は、おおむね次のとおりであります。

(1) 貴組合が示されたごみ処理施設の建設計画に対し、当区はそれを受け

入れるための条件として温水プールの建設等を要求し、当時の管理者であった稲留照雄(敬称略)が「・・・周辺整備に関する問題として温水プールの建設等の3点セット・・・」を書面で回答されました。

(2) 上記施設が昭和61年4月に供用開始された際に、管理者であった平島仁三郎(敬称略)が「・・・昭和62年度の当初予算に温水プール関係調査費を計上する・・・」旨を書面で回答されました。

(3) このような経緯を経て、平成元年7月に温水プールは完成し、供用が開始されるに至りました。

6. 周辺対策に関する改めの要望

貴組合におかれましては、現存のごみ処理施設の建設に対して貴組合が採られた周辺対策に関する上記の経緯と内容を十分にご理解・配慮されたうえ、次期ごみ処理施設の建替えに伴う周辺対策に関しましても、真摯にご検討いただき、当区民が納得できる内容をご提示いただきますよう、改めてお願い申し上げます。